



とよなか人権文化まちづくり協会

創刊号 (2003年12月)

な い よ う

- 創刊の辞「表現の自由と人権」 /2
- 「協会」のめざすもの～部落問題について意見が交わせる場を /4
- 第2回「人権サロン」から～被差別部落を生きるとは？～ /7
- 「企業人権協」とは /14
- 人権啓発研修からの学び /15
- こらむ・こらむ /17
- 豊中地域から「子育てと部落問題をつなぐとりくみを」 /18
- 蛸池地域から「太鼓を通してなかもづくり」 /19
- 市同促50年・よもやま話 /20
- 楽遊ガイド /21
- 差別事件を考える /22
- 「協会」から /23
- 情報ボックス・豊中 /24

「表現の自由と人権」

領家 穰

人権委員会の権限—独立機関を要求する運動側に対して、政府は法務省内の執行機関として設置しようとした最初の段階から、漸く「国内人権（関係）機関の地位に関する原則（いわゆるパリ原則）」の適用にまで及ぶ段階に達して、この人権関係機関—人権委員会が政府とは独立した機関として絶対的な権限を付与する方向で検討されているのである—を廻って、マスコミの諸者をはじめとするマスコミ側の要求—マス・コミのみは「表現の自由」を保障するために「例外」としての取り扱いを要求していた—との調整が不調に終わって、「人権救済法」は今国会で見送られ廃案として処理されることになった。

この問題については十分検討して見る必要があると思われる。というのは、第二次世界大戦以後、しばしば口にされる「表現の自由」についてである。表

現の自由はあたかも万人に保障された権利であるかの如くに、普遍的な権利として語られ、また理解されているように思われるが、現代において「表現」は何らかの具体的な表現したい—他の人々に訴えたい—という目的があって、この目的を果たすために必要な表現方法と手段を通して初めて可能になるのである。

性倒錯的な表現—加虐を楽しむ表現や、被虐を楽しむ表現は多くの場合「イレブンPM」的な世界で慎ましやかに、恥じらいを含んで取り扱われてきたが、同性愛が少なくとも一つの権利として認められるに至った段階—オランダでは既に同性愛者同士の結婚が法的に承認され、合衆国ではアングリカン教会の「司教」に同性愛者が任命されている事態に立ち至っている—では、上記のような表現も一つの権利として認められることは当然のことかもしれないが、特別な場所を限定して秘かに作られたアダルト映画の世界でのみ許されていたものが、劇画という形式を利用して劇画だからという理由で汨濫していること、更にコンピューター・グラフィック（CG）の世界で、ホームページに登場するに至ると話は全く異なったものとなる。「一つの権利」として認めると



というのは、万人^A平等に一律^Aにということではない。極めて限定された極限状況でのみ許されるという意味においてであることを忘れてはならない。

多くの人々にとって日常的に起こる現象ではなく、極めて限定された人とか、極限的な状況においてのみ許されていることなのである。

このことはカニバリズム（人肉嗜食）についても同様であろう。戦争の最中、ジャングルの山中に不時着した航空機に乗り合わせた人が、「生き延びる」という目的で、死者の肉を喰っていることがそれを示している。珍談奇談として「未開社会」（このことは自体が現在では差別表現として否定されてきている）の話として「文明」の側から尾鱈^{おひれ}をつけて「探検家」の手によって報道されてきた悪弊の一つに過ぎないのではなからうか。

商業主義の横行^{かつ}—嘗て、法に触れるような行いは人間の最も慎むべきものとされてきたのであるが、現在では、法に触れない限り、何をしても許され、特に人々の刺激を好む風潮に乗じて金儲けに奔走することを是とする傾向が濃くなっている—に便乗する形で、上記のような極限的な状況の下でのみ許される事態や行動を「表現の自由」の名によって“扇情的”に表現販売することが流行しているように思われる。

その結果、沢山の権利^Aの中の一つの権利^Aとして、以前は許されなかった表現—扇情的な表現もこの中の一つの形式であるのだが—が許される=自由を

与えられるということと、この人々の情念に訴える表現を、理性に訴える表現に替わるものとするとは全く別であると思われる。

その意味で、劇画やCGによる表現は、作者にとってはあくまで芸術的な表現であり、虚構として提示されるのだが、根底を問う習慣を欠いている人々にとっては、現実として受容されるという事態が生まれてくることとなる。人権関係機関が、マスコミの商業主義に対して、独立した機関として機能することは必要なことであると思われる。政府がこの金儲け主義に立つマス・コミに屈したのは極めて残念なことと言わなければならない。

上にあげた表現の自由の二つの側面がもつ矛盾は、その地域—多くは古い、昔からの村コミュニティと、大都市から居住地を求めて移住してきた新しい住民（この人々はその生活の拠り処は企業に求め、住宅地は相互に不干渉を原則とするから来住したのだと思っている）を含んでおり、圧倒的多数の新来者によって、コミュニティの創出から



見放されている一—の具体的状況を見極めながら、具体的に対応されねばならない。嘗て、中央气象台を中心にして、天気予報は一元化されていたのに対して、天気予報は時間・空間を特定した状況に対して対応されるに至っている。また国土交通省はようやく全国災害地図を作成することを決定した。

同様に時間・空間を特定した地域を単位として、人権に関する、人がモノや人に関する対応の仕方—日常的伝統に即して行われる対応の仕方から非日常的、極限的な対応の仕方に至るまで、何段階かの対応の仕方に注目し、その型式の分布のみならず量的な分布を、人権一人が自分の責任を明らかにする方

法を人権と言—を規定する条件を、人権予報の形で発信していく拠点として、「豊中人権文化まちづくり協会」は進む必要があるのではあるまいか。

情報は過剰に近い状態にあるのに、人々は自分だけの世界に、許された選択をしているに過ぎないという理由（をつけて）、この理由＝口実に基づいて、埋没し、“蛸壺”に閉じこもっているように思われる。反差別はスローガンではなくて、実現する方法を見出すことだと考えられる。

「創刊の辞」をとと言われて、自覚していないために、蛸壺にはまっている閉息状態が世上に横行している現状を打破する必要を感じて、筆を執りました。



11月21日に第2回評議員会をひらきました。人権擁護法案が廃案になった経緯、各部のとりくみ、この間、豊中でおきている差別事件・事象の報告のあと、下半期の事業計画について審議がおこなわれました。

この間の出来事としては、「豊中市男女共同参画推進条例」の公布（10月10日）と共に、11月15日には「苦情処理委員会」もスタートしました。これによって、性別による差別的

な取り扱いや人権侵害を受けた場合に、苦情・救済の申し出ができることになりました。これは「人権委員会」のモデルともいえるべきもので他の人権分野においても同様の条件整備が望まれます。

そして、後半は「ミニ講座」ということで、評議員の玉置好徳さん（梅花大学）より「部落解放と地域福祉」というテーマで話をいただきました（写真）。

「協会」がめざすもの

部落問題について 意見が交わせる場を

八塚 勇一

講座とテレビ番組

先日、豊中人権まちづくりセンターで行われた奥田均さん（近畿大学）の「土地問題から見える差別を考える」の話を聞きました。結婚差別や土地差別は、誤解や偏見によるものであれば学習すれば本人が変わるかもしれない。しかし、部落問題を理解しながら、差別される立場になりたくない、損をしたくないとの「忌避意識」から被差別部落を避けられると説得は難しいと言われました。

その数日前、偶然みた京都テレビの生番組でJR京都駅の東側にある被差別部落の再開発について2時間討論を行っていました。地元がまちづくりのNPO法人を立ち上げ、国の都市再生事業による再開発診断を受けたことによる番組のようでした。いわゆる啓発番組でもなく、部落差別についての番組でもなく、都市再生の番組として部落問題を避けて放送していたことに新鮮な驚きを感じました。日曜日の夜8時から10時という時間帯で「どう

する京都21」という月1回放送されている番組のようでした。

素直な意見交換

素直な意見交換と言われるとき、その障害になっているのは部落（運動）の側の責任のように言われることが多かった気がします。この番組に出ていたまちづくりの専門家は、この地区の再開発に関わることを前提にしながら、運動に対する批判も行っていました。

これまで、部落（運動）が、素直な意見交換と言われたとき、差別の垂れ流しになるのではと思って警戒しました。



運動を批判する人から部落差別をなくそうとの気持ちを感じられないと思っていたからです。しかしながら、前向きの批判は素直に聞けるという感じでした。部落差別をなくしていくには、これまで以上に各分野の専門家の協力が必要になっています。そうした中での意見交換は実り多いとの思いがしました。

「忌避」から「人権文化」へ

番組は、地元の組織がさらに多くの人に開かれ、意見を聞き一緒にやっていく組織に成長し続けることの必要性が言われていました。さらに、再生の視点として京都全体を考えるとすることも強調されていました。そして、施設利用の「属地属人」（部落に住むか出身者だけに限定する）の是正がいわれていましたが、まだこんなことにこだわって利用者の幅を狭め続けている行政の存在に驚きもしました。

部落への「忌避」ではなく、新たなまちづくりに挑戦する、協力する人々の存在は、差別をなくす（人権文化）取り組みの新たな展開を見せてくれるような気がしました。

土地差別をどうする

土地差別は、他の差別事件とは違って、公然とされている（本人に悪いことをしているとの自覚がない）との奥田さんの指摘がありました。経済活動と密接につながる問題は、『利益』が判断基準になる社会では難しい課題である

と思わせるものです。

翌日（11月27日）の朝日新聞に実際の土地取引の価格を調べられるようにするとの記事が載っていました。悪意に利用するとこのシステムは、部落など『忌避』される土地の取引をさらに困難にする可能性のあるのではと思いました。どうすればいいのか、知恵を出し合う場がさらに必要になっています。

「住みたい」と思うまちづくりを共に

部落差別をはじめとする様々な課題は、少数者であるがゆえに大きな声を上げなければという思いを強くしてきましたが、いい実践を積み上げながら広げることも大切だと思ってもいます。『忌避』よりも『住みたい』と思わず地域にしていく取り組みは、今始まったばかりです。

この機関誌や「協会」の会議、つどいを素直な意見交換ができる場にしていきたいと思いながら取り組んでいます。みなさん方の参加と協力を改めてお願いします。

宿泊拒否に怒り
大阪で抗議集会
ハンセン病患者ら
熊本県内のホテルが国
立ハンセン病療養所菊
池楓園の入所者の宿
泊を拒否した問題をめぐ
り、同園の入所者や支援
者が27日、大阪市内で抗
議集会を開いた。大阪の
市民団体「福祉運動みど
りの風」と「全国ハンセ
ン病療養所入所者協議
会（全療協）が共催し
た。

「(70)が参加。ホテルの対
応は重大な人権侵害だっ
たと批判し、私たちが山
奥まで追いかけられ強制
収容された。その裏返し
ぐらいの啓発活動をしな
いと差別や偏見はなくな
らない」と訴えた。全療
協も同日、「偏見・差別を
解消する政府の施策が不
十分だったことを事件は
証明している」とする
アピール文を出した。

朝日新聞(11.28)/ 関連記事 2 2 ページ

「被差別部落を生きるとは？ ～ききとり調査からみえてきたもの～」

神原 文子

1. 私の問題意識

90年の始めぐらいから大阪府内のいくつかの地域に関わりを持つようになりましたが、子どもたちの低学力の克服、家庭の教育力をつけるにはどうしたらいいんだろうということが出発点でした。そのなかでわかってきたことは、保育をどうするとか、低学力をどうするかとか、そういうところだけ見ていると問題は解決しない、根っこが深い、広いということでした。特に、私自身が社会学の中でも主に家族を中心にとりくんできたものですから、同和地区と地区外の家族の人間関係とか、子育ての価値観がどう違うのだろうか？そのことと長年の被差別ということがどういう関係があるんだろうか？といった問題意識をもったわけです。

95年～96年に、大阪府内で同和地区と地区外で子育てと教育の問題についてアンケート調査をしたり、聞き取り調査をしました。アンケート調査でとらえられた部分があり、とらえきれない部分があります。しかし、聞き取り調査で聴いた部分とかなりギャップがあることも見えてきたんです。実態

を明らかにしていくためにはマクロ的なアンケート調査、それから深く掘り下げた聞き取り



調査をじっくりしていくなかで、それをつないでトータルにとらえることで、同和地区とは何か？同和地区の人々の生活がどうなのかということが見えてくるということまでにはきました。けれども、自分の研究テーマとしても、これからのライフワークとしても、家族と教育と人権問題と同和地区をつないだ形でトータルに問題を明らかにしていきたいと思っています。

97年～98年ぐらいから豊中地区で20名ぐらいの方々に話を聞かせていただき、また、2000年実態調査をふまえて、被差別体験について豊中・蛍池地区の11名の方々に聞き取りをさせていただきました。今日は、それらをふまえて、そこから見えてきたことということで、私なりの思いもこめて少し整理をしてみましたので、お聞きいただきたいと思います。

2. アンケートには表れない被差別体験

被差別体験ということでは、大阪府全体では28%ですが、豊中地区の場合は40%、蛍池は50%です。地区によってずいぶんと被差別の実態がちがうということが一つ見えてきました。さらに地区出身の方が地区外出身者より割合が高い、地区出身者でもずーっと地区に住んでいる人より、いったん外へ出て戻ってきた人の方が高い、ということなどが見えてきました。

2000年実態調査の場合は、被差別体験があるか・ないか？ある場合にはどんな差別をうけたか？そのときどんな思いしたか？それに対してどんな対応をしたか？など、かなり詳しく聞いています。それから結婚差別に関しては、自分が地区出身でつれあいが地区外、あるいは、自分が地区外でつれあいが地区出身者という方に限って非常に詳しく聞いています。ところが、そのアンケート調査結果と、実際に被差別体験を聞き取りさせていただくと、そこにやっぱりズレが見えてきたんです。

どうということかと言いますと、豊中地区に限らず何カ所かで聞き取りをさせていただいた方のなかで、「何が差別かわからなかった」「あとで、ああ、あれが差別やったと気づいた」とか、そういう場合は自分が差別を受けたとは認識されてないんです。そういう経験を語ってくださった方がいらっしゃるん

ですけど、その方の場合も「自分は差別を受けたことはありません」とおっしゃるんです。

例えば、ずーっと出身を隠している方は差別受けてないんです。それから悩んだ末に自分の出身を語った、友だちに話をした、と。だけど、友だちが「そんなん、関係ないやん」と言ってくれたという場合も被差別体験には入ってこないです。さらに言えば、ご本人が気がついてないところで差別を受けている可能性もある。それらは、アンケート調査から見えてくることなんです。

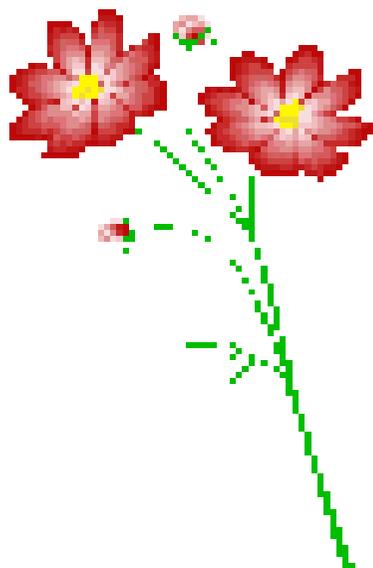
しかし、職業構造をみますと、民間大企業に勤めている方いらっしゃらないんです。それを大阪府の職業構造と比べると格段の差があるわけです。で、何でだろうと？就職試験受けたけれどもだめだったという方も、どうせ受けても通らないだろうと思って最初からあきらめた方もおられるでしょう。なによりも、就職差別の場合は、差別を受けていてもなかなか確かめようがないということになるわけです。



3. たった一度の被差別体験が人生を変える

そういう話を聴きながら、一体、被差別体験って何だろうかって考えたんです。そうすると、単に何回受けたとか回数で数えられる問題では到底ないということをお願いされました。現にたった一度の被差別体験で命を落としてしまう方もいたわけですし、大恋愛をしたけど自分の出身を告げたがために引き裂かれてしまった方もいます。それは、その方にとってはたった一度の被差別体験だったかもしれないけど、その経験がその後の人生を変えてしまうという、差別とはそういうものだという事です。

もう一つは、今回改めて痛感したことですけど、20年以上も前に、心が傷つくような被差別体験をした。でも、それはその時に済んでないんです。今もそれはずっとひきずっている、終わってないんです。そのまま傷となって痛



みとなって残っている方が少なくないんです。差別というのは、差別を受けた時に、どこかに訴えた、糾弾したということがあってもかもしれないけれども、後の痛みとか心の傷とか、それをきちっとケアをすることをしないことには癒されないということを感じました。

そういう意味では、実際に差別を受けたというだけでなく、受けたことで今どうなの？という点を明らかにすることが重要なんです。人によっては、また、差別を受けるんではないかと、その後ずっと、生きるうえでの自信のなさとか不安とか、そういったことになっている方もいるわけです。

さらに、被差別体験というの、自分が受けるだけではないんです。例えば、親が差別を受けたという話を聞いた子どもが、子ども心につらい思いをする、あるいは、きょうだいや親戚が差別されたとか、同じムラの人が差別を受けたという話を聞いた、それも自分の心の痛みなんです。さらに言えば、親しい友だちが差別されたとかつらい思いをした時に、一緒にいて「何で差別するんや！」って言えなかったことに対して悔いとか自責の念とか、差別したものに対して許せないという怒りをぶつけることができなかったといった体験も語りのなかにはありました。

4. 被差別部落出身であることで揺れる人生

アンケート調査のなかでは出てこな

いんですけど、実際には、「差別されるんではないか」という不安な思いを多くの方が持っておられます。差別されたくない、でもやっぱり差別されるのではないかと？差別された時にどうしようか？差別を目撃した時にはどうするか？絶えず、どこか頭の隅にある。そういう思いを、何人もの方が語ってくださったんです。そのことと関係して言うと、いろんな折々に、例えば、親しい友だちができた時、あるいは就職の時、あるいは恋人ができた時、あるいは結婚する時、そういった折々に、出身を明かそうか・明かすまいか？10人うかがったら10人の方が、人生のどこかで“揺れ”を経験されてるんです。

自分の出身を言ったことで、「そんな関係ないやん」と返ってきた方もいらっしゃるれば、そのことでつきあいが切れてしまった方もいらっしゃる。それは「関係ないやん」と言ってくれたから差別がなかったと言えるかということと違う。被差別部落に生まれたからといって、いろんな折々に、なぜ、自分の出身を語らないといけないのか？あるいは語ろうか・語るまいかということとでなぜ揺れないといけないのか？そのこと自体が、差別をする・差別を容認する、そういう社会の現実があることを、ありありと語っているのではないかと思います。

さらに言えば、被差別体験というのはそのときだけでないんです。自己開示する前から、出身を言おうか言うま

いかという悩みがあります。また、自己開示したその時は、「関係ないやん」と言ってくれた。ところが、忘れた頃に、人間関係が悪くなった時に、「おまえはあれやろう」と言われたということも語りのなかではありました。



そういう意味では、被差別体験というのは、体験したということだけじゃなくて、ずーっと前後つながったもの、トータルとしてとらえる必要があると感じました。20才の人は20才なりに、60才の人は60才なりに、それぞれ自分が生まれてからずっと、生いたちのなかで何度も、自分が被差別部落出身だということを思い知らされる、それと向き合う機会・向き合わざるを得ない体験を余儀なくされるわけです。なかには乗り越える、避ける、逃げる人もある。

でも、部落出身を言いたくなかった、言えなかったから隠した、逃げた、地区から出て行った、そんな人をとても責めることはできないなあと、思いました。

5. 子どもに話すのか・話さないのか？

さらに、子どもに出身を話すのか？話すとならばどう話すのか？それは、ある意味ではものすごく大きな問題です。そのことは、時代によってもずいぶん変わってくるんです。

解放運動が非常に盛り上がる以前は、親はできることなら教えまいとした。子どもに「隠せ！」と教えたんです。できるだけ部落だと思われないように、あるいは、部落の子らしくないように、非常にしつけをきびしくするとか礼儀作法をきちっと身につけさせるとか、そういうこともあった。とにかく、わからないように「隠せ！」と教えたんです。

それから解放運動が盛んになると、今度は「差別に負けるな！たとえ差別をされても卑下するな！差別をされたらやり返せ！」という教え方が出てくるんです。

そんななかで、今度は、差別されるほうが悪いんでなくて、差別するほうが悪いんだという価値観の転換も行われ

るようになった。だから、「たとえ差別されることがあっても、差別するようなその程度の人間やと思ったらいい。差別するほうがおかしいんや。何も差別されるいわれないんや」と。あるいは、「部落であることを誇ったらいいんや」と。そういう考え方が出てくるんです。

でも、いずれも、親となった人たちの苦悩の結果なんですね。「隠せ！」と教えるのも、「差別に負けるな！」と教えるのも、「差別することがおかしいんや」と教えるのも、親の子に対する愛情であり、苦しみの結果だなあと思わずにいられません。

なぜなら、地区以外の者が子どもに、「差別に負けるな！」って教えることないんです。出身をどうっていうこと教えることないんです。やっぱり、地区の外から地区の子育てを見ていると、なんで部落やからって言って、「差別に負けるな！」とか「差別に打ち勝て！」とかいうことを子どもに教えないといけないのか？それから、なぜ「自分の出身を隠すな！」って教えないといけないのか？それこそが、まさにまだ差別があるからなんです。そういったことを聞き取り調査の中から教えられたところですよ。

6. 結婚差別は結婚できても終わらない

結婚差別に関して言うと、解放運動が盛んになるにつれて、60年代から



徐々に地区出身者と地区外の人との婚姻がふえてきています。だから、部落差別はだんだんなくなってきたというような言われ方をすることがあります。そのような解釈が、まったく間違っているとは思わないけど、でも、単に、部落の人と部落外の人が結婚するようになったら部落差別がなくなったと判断するのなら、それはものすごく短絡的だと思います。

部落の人と部落外の人が結婚したら、それは部落差別がなくなったということじゃなくて、部落差別は結婚する前から、結婚する時、そして、結婚してからもずーっと続いているんです。

例えば、出会いのときに出身を名乗ったことによって相手と連絡がとれなくなった、反対を押し切って駆け落ちして結婚をした、あるいは、反対されたけども結婚した、ところが、結婚式に相手の親族は誰も出席しなかった、あるいは、結婚したけれども、以後一切付き合いなしと言われたとか、中には、親もきょうだいも全部地区の外に移ってくれたら結婚を認めようとか、さらに地区の女性が地区外の男性と結婚して一切行き来なし・・・そういう差別もあります。それからこれも非常に辛い話ですけど、地区の女性と地区外の男性が結婚して子どもが生まれたが、夫婦関係がうまくいかなかった時に、相手の男性のほうから「こいつ（子ども）にも部落の血が流れてるんやなあ」と、そういう言葉が吐かれた。とてもそんな男性とはこのまま一緒に夫婦生活

ようしないと
いうことで離婚に至った、と。

このような話を聞きますと、結婚差別というのは、出会いの時、結婚式、その後の結

婚生活、さらに子どもが生まれる時、離婚に至るまで、結婚のすべての段階が部落差別のきっかけになっていると、言えるわけです。



7. 被差別体験3人に1人の重さ

実際に地区出身の方で被差別体験をした方が4割～5割と言うと、「なんや、部落の人ってみんな差別されてると思ってた、半分もいてへんやん」という人がいるんです。大阪府のデータを見て、被差別体験のある人が28%、「なんや、3割もないんか、少ないや」って。

毎年インフルエンザ流行りますけど、一体どれだけの人がかかるか？例えばークラス40人学級やったら、9人か10人インフルエンザで欠席者が出たら学級閉鎖になるんです。それこそ、サーズに日本人で感染したっていう人が数人でたら日本中がパニックになるわけです。

そんななかで、被差別部落に住んでいる人たちが3人に1人も差別を体験していることはすごいことなんです。

しかも、今まで生きてきたなかで、た

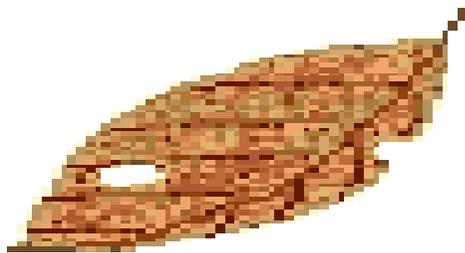
また差別を体験しなくても済んだかもしれない。だけど、この先まだ長い人生のなかで経験するかもわからない。しかも、自分の身近でそういった経験をした方が少なくないわけです。

そういったなかで、差別に負けないように、あるいは差別する方がおかしいということを子どもに伝えていく。そのことは、すごく当然だと思うんですけど、子どもたちに差別に負けるな！強くなれ！差別に打ち勝て！と教えることは、教えられる子どもたちからすると、つらいことでもあるなあと思わないでもありません。

むしろ、弱かったら弱いでええやないか、弱い者が弱いままで生きていくことができる世の中の方が誰にとって

も楽とちがうか。被差別部落出身だということで、絶えず差別されるんじゃないかと思って身構えて生きる、あるいは、差別されたときに負けないように立ち向かっていく、それはものすごくしんどいことやなあと思うんです。

改めて、やっぱりこれはもうはっきりと、差別する側の問題やと。これは私の持論ですけど、部落差別にしてもほかの差別にしても、差別される側ががんばるものじゃないと思うんです。むしろ、差別する側が差別をなくす努力をせんとあかん。そのことを改めて痛感しました。



話を聞いて

佐々木 寛治

全国水平社の創立から81年、同和対策特別法33年を経た今日、部落差別はかつてのようにはあからさまではなくなり、容易には認識できない状況になっています。それだけに部落差別とは何なのか？部落解放とは何なのか？を改めて問うことの意味は大きいと思います。住環境面や各種の数値の変化を根拠に部落差別が解消の過程にあるとか、あとは人権一般対策で十分といった意見も聞かれます。が、この日、神原さんが30数人におこなった聞き取り調査の分析に基づく話からは、部落差別が被差別部落を生きる人々の中にいかに脈々と息づいているかということが見事に示されました。それは裏を返せば、部落外の人々の被差別部落に対するまなざしにはさしたる変化がなく、部落差別が人々の意識の深層に息づいていることの証しでもあります。部落差別を説明するのに、「較差」や差別事件をもちだすことが多いのですが、それは部落差別のあらわれかたであることはまちがいありませんが、部落差別はそれだけではないということも確かです。

神原さんの話は、ここのところを読み解くひとつのカギのように私には思えました。

豊中企業人権啓発推進員協議会とは？

職業選択の自由すなわち就職の機会均等ということは、誰でも自由に自分の適正や能力に応じて職業を選べるということで、そのためには雇用する側が正しい採用選考を行うことが必要であり、この内容を定めたのが「公正採用選考人権啓発推進員制度」です。

この制度は、1975年の「部落地名総鑑」発覚後の1977年労働省職業安定局通達「企業内同和問題研修推進員制度」で発足しました。

それまでの労働省の啓発事業では守れなかった同和地区住民の就職の機会均等を確保する視点を企業自ら推進する必要から、一定規模（国は100人以上、大阪は25人以上）以上の事業所には、「採用選考システムの確立」と「従業員に対する人権研修計画の策定・実施」を担った推進員の選任が定められ、この推進員の役割を相互に協調し共有のものとして推進する目的で結成されたのが「企業内同和問題研修推進員連絡協議会(企同連)」です。大阪府も豊中市も、1981年に協議会が設立されています。

さらに1996年の地域改善対策協議会の意見具申「人権教育・人権啓発事業の再構成と推進」、1995年から始まりました「人権教育の国連10年」の関連を受け、1997年に名称が「公正採用選考人権啓発推進員制度」に改正されました。

2002年3月には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限切れを迎えましたが、今なお同和問題に関する差別事象があとを絶たず、またその一方では、今日の社会経済環境を反映して、さまざまな人権問題が顕在化していることから、同和問題をはじめとするすべての人権問題の解決が求められている諸事情をふまえて、豊中企同連も名称を「豊中企業人権啓発推進員協議会(豊中企業人権協)」に改正しました。

大阪では、豊中企業人権協と同様な38地域の協議会組織で、「大阪企業人権協議会」を結成し相互研修を行っています。

●豊中企業人権協の主な事業は、下記のとおりです。

- ・定例総会と記念講演会（5月）
- ・就職差別撤廃月間駅頭啓発（6月）
- ・とよなか人権文化まちづくり協会との交流会（10月）
- ・人権デー駅頭啓発（12月）
- ・人権月間記念講演会（12月）
- ・企業トップクラス及び推進員研修会（1月）
- ・大阪企業人権協ブロック研修会（2月）
- ・年間 各種視聴覚教材の活用
「ヒューマンライツ」等研修教材の配布
関連研修情報の提供、ポスター掲示等



人権啓発研修からの学び…

谷村 政廣（評議員 / 松尾電機・株）

私たち公正採用選考人権啓発推進員は、その任務の一つ、社員への同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていく人権啓発研修会を実施していますが、この中から感じたありのままを記してみます。

○新入社員の感想文から

新入社員の社会人としてのスタート時、企業が人権啓発研修をきっちり行うことはとても重要なことで、人権啓発担当者としても、どの研修よりも心を引きしめ緊張感を感じながら実施いたします。

それは、研修後受講者が提出する感想文を読み、その内容に何らかのコメントを入れ、返却する楽しみと怖さがあるからです。

—Aさんの感想文（本文）から—

「高校でもかなり差別のことで勉強してきましたが、今回の研修から私も在日朝鮮人ということで差別のつらさなどの話を聞いて、すごくそのつらさが伝わってきました。…差別を私自身うけたことはないけど自分の知らないところで、すごくひどい差別があったのだと気づきました。」

自分はまだ本名を名乗ることができず、朝鮮人であることを明言し、社会に

生きて行く勇気が湧いてきたことを伝えてきました。

日本社会（＝当社）にはまだ差別観があること。そしてその一員が私であることを当事者の声から教えられ、自分も当事者の一人に近づく努力と当社の無意識な差別認識撤廃に取り組むコメントを記し、彼女に返却しましたが、いままも自己課題として、自問自答する内容です。



○中堅社員研修から

「社会に存在する慣行・習慣」のテーマのなかで、「六曜」のしくみを研修した翌日、研修会席場では、恥ずかしくて言い出せませんでした。研修時のOHPのコピー頂けないでしょうか？と二人ずれの女性社員が私を訪ねてくれました。

勿論よろこんで、手渡しました。その目的は結婚を控えた女性で、この非科学的なしくみを家族に説明して、合理的な結婚式を考えてみたいと答えてくれました。

一つの研修から、日本に存在する非科学的な慣習が見直される喜びを味わった事例です。

(後日彼女は安い「仏滅」に結婚式を上げ、新婚旅行の費用に回しましたと明るく報告してくれた眼差しにエールを贈りました)

○中途採用者の研修から

現在の社会情勢の象徴からか、中途採用の事例が増え、一人を対象にした入社時の人権研修(90分)が増えてきています。

まず「今までの学校生活で、同和問題・人権問題について授業を受けましたか?前勤務企業で人権教育を受けましたか」と質問をなげかけています。

驚くことに、これまでの事例から判断すると、東北地方出身者は、全く同和教育も人権一般授業も入社時の社内研修を受けていません。

義務教育も、厚生労働省の公正採用選考人権啓発推進員制度も機能していません。

「法は人の行為を変え、行為は人の態度を変え、さらに心を変える」と教わってきましたが、日本の行政のしくみに疑問を投げかける怒りとなります。

この場合の研修は、用意していたレジュメを捨て、差別の歴史からスタートし、一定のレベルに至るまで、フォ

ロー研修を心がけ実施いたしますが、一年生を高校卒業のレベルまで、私色に成長させる過程で、苦しみと同時に推進員の役割に充実感を感じ、怒りを一瞬の喜びに変換することもあります。

○啓発担当者の想い

企業の人権啓発担当者であれば、いつも抱えている課題は、「どうしたら、企業が人権に取り組むことの意義を効果的に理解してもらえるか」の追求ではないでしょうか。

これは同時に自分も問われる問題である認識が必要です。

「あなたは自分が社内で一番人権感覚があると思っているのでは…」と言われられないように、被差別の当事者の声に耳を傾け、そこに自分が近づこうと努力することを自分の言葉で考える。

自分の目の前にある事象や出来事、意見について、自分はこう考えるということ一度噛み砕き整理して、それを言葉にする。

そして自分の言葉で…その想いを語る研修を大切にしていきたい…。

この想いが、受講者に伝わり、受講者が自分で考え自分の行動をひきだす、そのきっかけづくりの場になれば、そのよろこびも最高だが…

今日もこんな想いで研修を。

14ページの写真

10月29日におこなった「協会と企業人権協との交流会」/前列左端が谷村さん





“行方”

この機関誌の行方と同じように、このコラムの行方も定かではない。定かでないのは、「協会」の行方にも通ずる。もちろん、「協会」には、方針も目標も掲げられていて、日常の事業も盛りだくさんに用意されている。それでいて行方といったときに、「定かでないイメージ」が付きまとうのは、なぜだろうか。

ひとつは、これまでの「同和事業促進協議会」という組織から「人権文化まちづくり協会」に名称が変わったけれども、これからの核となる考え方や進め方をどう切り替えていくかが、明快に打ち出せていないからだと思う。それにはそれで、いくつかの理由がある。ここ数年来の、人権問題の捉え方や対応をめぐる現象面、理論面、実践面での急速で多角的な変化というか進化が豊中だけでなく、全国的に進んでいる。それに追いつけないのが正直なところと言える。

昨年春に期限が切れた「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」とこの「協会」の事業の関わりをどう見るかもその一つである。良し悪しは別として、これまでこの法律を背景に様々な事業が取り組まれてきた。豊中市行政の方では、今年の1月に市の同和対策審議会から、「答申」を得ているので、その認識方向で取り組んで

いくことになる。この「答申」の方向の具体化に向けて、「協会」としてどう見るのか、また、どんな協力が必要になってくるのか。これに加えて、人権文化のまちづくりをすすめる協議会の「答申」もあった。それらをどう見るのか。まず言えることは、こうした動きとこの「協会」が名称変更して新しい取り組みに向かおうとしていることが、連動していることは確かである。「答申」には、これまでの部落問題の解決に対する幅広い経験や知識と人権文化まちづくりの実現に向けた施策の方向がぎっしりと書き綴られてあるからである。

行方が「定かでないイメージ」と書いたのは、人権問題をめぐる急速な動きの中で「協会」がどんな立場をとっていけばいいのか、また、その共通認識づくりはどう進めればいいのか模索中であること、さらに、これまでの事業が、現在、切り替え真っ最中なので「これまで」と「これから」の違いや変える意味についての問題提起や情報発信にまで、至っていないことなどの事情によるものだからと思われる。そのような次第からして、このコラムの役割は、当分の間、こうした変化の意味を追っかけることになりそうだ。



平尾 和



豊中地域から 子育てと部落問題をつなぐとりくみを！

子どもたちはかつて「部落解放子ども会」の活動を通して、自分の立場を知り、同じ悩みをもつ仲間と話をし、支え合っていました。ところが、今それは各家庭の役割（個人的課題）となっており、今もなお部落差別が人の命にかかわる深刻な問題であることに変わりなく、さまざまな形で子どもや親を苦しめ、不安におとしめている現実があります。そして、子どもたちはその中で、いつかは部落問題を意識せざるえない時がきます。その時に部落であることをマイナスにではなくプラスに感じ、部落であることを誇りに思えるようにという親の願いにも変わりはありません。

そんな状況のなか、豊中人権まちづくりセンター保育所・児童係、克明小学校、第五中学校、支部、保護者などの関係者が集まって、『保育・教育連絡会』という場が設けられ、話が始まりました。9月5日の「連絡会」では、子どもが小学校～中学校となっていくにつれて、部落問題と色々なかかわりができ、自分の立場もわかってくるようになり、



人権まちづくりセンター保育所の「うんどうかい」

親としてどのように対応したらいいのか？また、学校ではどんなことができるのか？といったことについて親の思いが出されました。

豊中市「同和」教育基本方針ができてから33年になりますが、教育のとりくみはそれ以前から行われており、本当に長い歴史をもっています。しかし、「特別措置法」がなくなり、教育にかかわる「同和」対策もなくなっていくことと重なるように、「同和」教育のとりくみが力をなくしてきています。かつてのように、地域に燃えるような運動があったときには、部落解放をめざしてそこに参加することはあたり前のことで、保育所も学校も「子ども会」も持てる力を十分にだして、歴史に残るとりくみをしてきました。状況が変わった今、昔と同じようなことを求めることは無理だとしても、子どもや親が何に苦しみ、悩み、何を求め、期待しているのか？それにこたえることが保育・教育関係者の役割であることは同じです。

この日は、今さらのように親の口から、「先生ら、どこまで考えてくれるのか？」ときびしい問いかけがありました。これに答えることができる新しい状況をつくりだしていかなければと思います。

蛍池地域から

太鼓を通して仲間づくり

太鼓サークル「蛍」は1999年に「鼓色祭響」という府内の人権を考える太鼓グループが集まった合同演奏会に参加したのをきっかけに活動が始まりました。バチの持ち方もわからない状態でしたが、浪速で活動されている太鼓集団「怒」さんの練習場に教えてもらいに行きました。最初にその練習場に入った時に受けた感動は忘れられません。地響きのような太鼓の音と1人ひとりの打ち手の気持ちがびんびんと伝わってきていました。「怒」さんからは太鼓の打ち方だけではなく、全力で太鼓を叩くことで自分たちの気持ちを太鼓を通して伝えるということを学びました。一つひとつの演奏する曲にこだわりを持ちながら、「差別を許さない気持ち」を伝えるという姿勢を学びました。今も週に一度練習に参加させてもらっており、自分たちの太鼓への姿勢を問い直す場にもなっています。地元では太鼓の練習する場所がない事などから、毎日タイヤを叩いています。

太鼓サークル「蛍」は、その成り立ちの経過からして、活動をとおして自分たちの生活を出し合い、課題を考えながら仲間づくりをする、高校生や青年の取り組みとしてあります。

太鼓はみんなの気持ちがそろっていないと一つの音をだすことができませ

ん。気持ちがバラバラだと、演奏にも敏感に影響します。今までも何度もそうしたことがあり、その都度、話し合ってきました。話し合いでは、何時も原点に立ち返って、「なぜ自分たちが太鼓をやっているのか」「自分の生活のことが考えられているのか」といったことを出し合います。そして、そうしたことを出し合って、気持ちがスッキリして、仲間としての実感をまたひとつ感じあえた時には、体がひとりでも動くような本当に楽しい演奏になります。

今は自分たちの練習だけではなく、小学校・中学校の太鼓クラブや、障害を持つ仲間と一緒に練習をしています。ただ、太鼓の打ち方を教えるのではなくて、太鼓をとおして仲間づくりの大切さを伝えていこうと思っています。これからもひとつひとつの音に気持ちを込めて叩けるように練習をし、話し合いをしながら、差別をなくす仲間づくりをしていきたいと思ひます。



よもやま話

「市同促50周年」

“解放”への鼓動

1969年7月、梅雨もあがる頃大雨が降り千里川の堤防が決壊し、蛭池南町の千里川ぞいが床上浸水し墓地も同時に流されました。また、蛭池北町3丁目も大水が押し寄せ、水に漬かりました。このあたりは今まで何回となく床下・床上浸水をくりかえした所でもあります。しかし、何等対策が講じられる事なく、このたびの大雨で蛭池南町の一部も同じような被害にあいました。

そして、墓地の整備のなかで、その区割りをめぐって問題が生じました。それは蛭池北町の一部を1ヶ所に集めるということでした。各町会ごとに区割りがされるのならわかりますが、意図的に一部を一カ所にとというのはおかしいと反対しました。そのころはまだ解放運動も組織されていませんでしたが、有志で相談し、できたばかりの同和対策室や管理組合とも話し合いをもち、なんとか抽選で選ぶということで解決をみました。

しかし、何とも割り切れない、もやもやと煮えきれないものが胸の内に残りました。今思えばその事が解放運動を組織するきっかけを作りだした一つ

でもあったように思います。



また、このころ市では下水道の整備事業が行われました。それまで屎尿は汲み取りで、住宅の開発にともない田畑が減少し、屎尿を処理する所に困り、水洗の要望がもちあがり、1970年代に入り水洗トイレができるようになったのです。

豊中市から地区対策として助成金を出し、工事にかかりたいと申し入れがあり、説明会を開くことになりました。しかし、町内会が二つに分かれているという地区事情もあって、説明会を1ヶ所で開催することができず、蛭池公民館と北町会館で持ちました。当時私は公民館で司会をしたことを覚えています。この説明会のあと、73年頃までに地区内の全世帯の水洗トイレ化が行われました。

このとは大きな自信になり、1971年3月の大火災後、地区内の有志8人で話し合いをもち、とにかく何か活動していこうと、その年の8月3日に地区の改善にむけて意思の疎通をはかる小集団をつくりました。そして、火事の跡地に仮設の青少年広場をつくったり、子どもが学習できるように北町会館の改修などを手がけました。

また、1973年5月には「豊中同和事業促進協議会蛭池分室」が置かれ、ゴミ袋の配布や交通安全講習会、自動車運転免許をとるための学習会、健康診断、解放学習会などがとりくまれるようになりました。

前田 勝正

楽遊ガイド

聴こえてくる、朴保の魂の叫び

映画『夜を賭けて』のオリジナル・サウンドトラックと聴く場所など...

「週に1本は映画を…」という願いは、コンサートなどを含めると今年はかなったかも知れない。映画は映画館で、音楽はライブで…私のささやかな贅沢です。

映画『夜を賭けて』は梁石日（ヤン・ソギル）さんの原作です。本を読んだ時に「映画になるやん…」と思っていたので期待はしていました。が、画面より、音楽に魅せられました。第一音からひきこまれエンディングまで続きました。こんな経験ははじめてです。ロビーに出るなりCDを求めました。

朴保（パク・ポー）さんの音楽が素晴らしいです。部屋を少し暗くし、ボリュームは大きく、目を閉じて…ほら、イメージがどんどん広がっていきます。この秋、朴保さんが大阪で小さなライブをやったのですが、行けなかったのが、かえすがえすも残念です。

このCDを聴くのにとっておきの“場所”があります。100%朴保の世界に浸ることができます。ただ難点は12時から15時の3時間だけということです。平たくいえばお客さんが少ないからなのですが…。

阪急神戸線の園田駅の近くに“どるめん”という“時”の流れがゆったりした茶房があります。ここのチャイとキムチラーメン、ニラ雑炊、チヂミ、そして

マスターの金成日（キム・ソンイル）さんとの雑談が好きで、時々お昼を食べに行くのですが、ここで聴く朴保の『夜を賭けて』は格別です。雰囲気ピツパリで圧巻なんです。入ってきたお客さんが「いいわねえー。今かかっているの…」と一緒に聴き惚れていたんですから…。両方ともオススメです。

CD 夜を賭けて

ワーナーミュージック

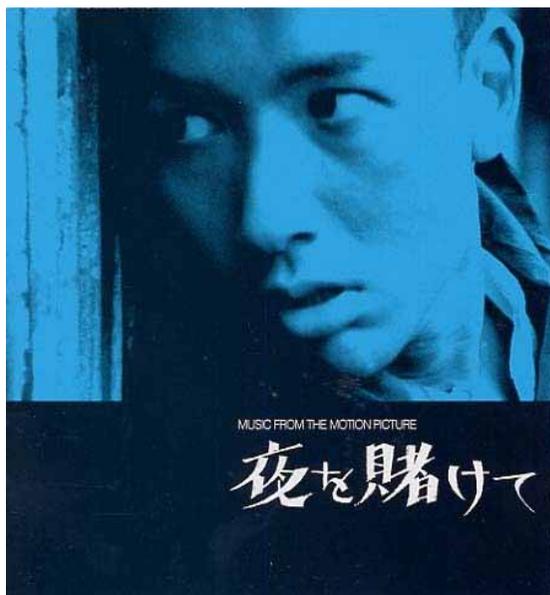
¥2,520

どるめん

営業時間 12:00 ~ 15:00

17:00 ~

石原 敏 (評議員)



差別事件を考える

11月18日付夕刊は、国立ハンセン病療養所「菊池恵楓園」の入所者を対象にした「ふるさと訪問事業」で、熊本県が「アイレディース宮殿黒川温泉」に宿泊を申し込んだところ、「他の客に迷惑になる」として拒否されたと報じました。

かつて国、地方自治体、医療機関、教育機関、そして国民の総力をあげてとりくまれた「無らい県運動」は、ハンセン病に対する謝った認識と偏見という深い傷を社会に残したばかりか、ハンセン病回復者に対する強制隔離など想像を絶する人権侵害行為を引き起こしました。

1941年に特効薬「プロミン」が発見されて以降、完治する病となったにも関わらず、半世紀以上も「偏見と隔離」の『らい』予防法が生き続けました。1996年に法律の廃止にあたり、菅直人厚相（当時）が「この法律が患者や家族の尊厳を傷つけ、苦しみを与えてきた」と異例の謝罪を行いました。そして、2001年5月、熊本地裁は1世紀にわたる国の政策の誤りを認め、『らい』予防法が違憲であると断じました。



このような中で起きた今回の差別事件はどんな言い訳をしても許されるものではありません。しかし、宿泊拒否をしたホテル側の無理解と偏見、居直りとも思える対応をみると、それに同調する根強い社会意識があることを感じます。まさに「事件」は「ハンセン病差別」の氷山の一角であり、私たち一人ひとりのありようが問われているのだと思います。

「かつてハンセン病を病み、そして治った、その人たちが何故『他の客の迷惑』『客の懸念に考慮』されなければならない対象であるのか」

との当事者の叫びを受け止めなければと強く思います。

県が企業名を公表したり、旅館組合が除名へ動いたり、法務局が告発したり、マスコミが大きく報道するなどの対応はそれなりに評価はできますが、それでこの事件をかたづけたいとは思いません。差別・偏見の根を絶つためにやらなければならないことは山ほどあるし、何よりも当たり前にくらせる状況をつくるのが急務です。

（写真は、11月27日に大阪市内でおこなわれた抗議集会）

「協会」からのお知らせ



「人権サロン」

におこしく下さい!

第3回

ビデオ「母として 女性として 人間として」 上映
出演者を囲んでのトーク

日 時：2004年2月20日（金） ごと7～9時

会 場：豊中人権まちづくりセンター

参加費：500円

世界人権宣言55周年

「場づくり・しくみづくり・人づくり」

～参加ですすめる世界人権宣言の実践・フィリピンからのゲストを迎えて～

と き：12月12日（金）18時～20時

ところ：「すてっぷ」ホール（阪急豊中駅西「エトレ豊中」5階）

はなし：ジェーン・デラ・クルス・オーストリアさん

（コミュニティ・オーガナイザー）

阿久澤麻理子さん（姫路工業大学）

参加費：500円

人権相談をご利用ください

時間：午後1時～5時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

○ 情報ボックス・豊中 ○

思春期の子どもと安心の関係を作るために

～CAPから学ぶ

子どもと大人のパートナーシップを考える～

講師：西野 緑さん(みのおCAP代表)

とき：1/20, 2/3, 2/17, 3/2, 3/16

(いずれも火曜日)

じかん：19時～21時

ところ：豊中人権まちづくりセンター(06-6841-1313)

対象：豊中市内在住・在勤・在学者

申し込みは、上記「センター」へ

HOTARUのたいこ2003

12月20日(土) 10時～12時

第18中学校体育館

【出演予定】

太鼓サークル「蛭」、太鼓クラブ、コスモス作業所のなかま「コスモス」、庄内小学校、第6中学校、芥川高校和太鼓部、関西大倉中学・高校和太鼓部、建国学園「白頭学園建国中学・高校伝統芸術部」、克明小学校、第8中学校区など

蛭池人権ネットワークまつり

第8回 ふれあいフェスティバル

2月8日(日)

ヒューマン・アイ(人権講演)は、牧 志徳さんをお迎えする予定です。

あしがき

■準備号(8月)に続いて「創刊号」をお届けすることができました。準備号は原稿を書いた当人が「おもしろくないね」と“酷評”されました。■さて、今号はどのような自己評価がされるのでしょうか？できれば、当事者ではない第三者の方の評価をいただきたいと思います。■この「機関紙(誌)」は、12月(人権週間)、3月(水平社創立)、6月(就職差別撤廃月間)、9月(女性差別撤廃条約および子どもの権利条約発効)の年4回の発行をめざします。■配布先は、「協会」とおつき合いのある関係機関・団体の役員の方々、お近づきになりたい方々など、約400になります。■「部落問題とは何か?」「今、課題は何か?」を伝え、共に考え、問題解決を図ることをめざしたいと思います。■みなさん方からの投稿も歓迎します。次号は3月初旬発行予定です。

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL06(6841)5300 FAX06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>